

建設業法施行令の一部改正に伴う主任技術者等の専任の改正
ならびに現場代理人の兼務の緩和の改正について

1. 改正案

項 目		明石市			
		改正前		改正後	
土木一式工事・ その他工事	設計金額（税 込）	4,000 万円未 満	4,000 万円 以上	<u>4,500</u> 万円未 満	<u>4,500</u> 万円 以上
	主任技術者	非専任(原則) 2 件まで	専任	非専任(原 則) 2 件まで	専任
	現場代理人	2 件まで 兼務可	兼務不可	2 件まで 兼務可	兼務不可
建築一式工事	設計金額（税 込）	8,000 万円未 満	8,000 万円 以上	<u>9,000</u> 万円 未満	<u>9,000</u> 万円 以上
	主任技術者	非専任(原則) 2 件まで	専任	非専任(原 則) 2 件まで	専任
	現場代理人	2 件まで 兼務可	兼務不可	2 件まで 兼務可	兼務不可

(参考) 建設業法における主任技術者・監理技術者の専任配置
が必要な工事請負代金の額(税込) (令和 7 年 2 月 1 日施行)

	改正前	改正後
土木一式工事・その他工事	4,000 万円以上	4,500 万円以上
建築一式工事	8,000 万円以上	9,000 万円以上

特定建設業の許可及び監理技術者の必要な下請負代金の額(税込)
(令和 7 年 2 月 1 日施行)

	改正前	改正後
土木一式工事・その他工事	4,500 万円以上	5,000 万円以上
建築一式工事	7,000 万円以上	8,000 万円以上

2. 改正理由

今回の改正では、令和 7 年 2 月 1 日付で建設業法施行令が令和 4 年度以降の建設工事費の高騰に伴い技術者の専任配置が必要となる建設工事の請負代金の額(税込)が引き上げられたことから、本市においても同様に改正することで、技術者の有効活用を図り、応札者確保による入札不調の防止、競争性向上を目的とするものである。

3. 特定建設業の許可及び専任の監理技術者の発注金額の変更について

本市では、特定建設業の許可及び専任の監理技術者について、設計金額(税込み)8,000 万円以上を位置付けていますが、この度の建設業法施行令の改正に伴い、発注金額の設定を見直しをします。

改正前	改正後
8,000 万円以上	9,000 万円以上

4. 適用開始日

令和 7 年 4 月 1 日以降に公告する案件から適用

問い合わせ先
明石市総務局財務室契約担当
TEL : 0 7 8 - 9 1 8 - 5 0 1 2 (直通)